

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2015-8

ハイライト：

KOTRA-特許庁、東京に知的財産センターを新規開設	1
ABBVIE、食品医薬品安全処とのエイズ治療剤特許訴訟で勝訴	3
韓国、知能型IoT特許出願1位…質的水準は米国の半分	3
病院に行かなくても疾病を診断する技術の出願活発	4
サムスンディスプレイ、55インチの透明・ミラー型OLEDを披露	5
サムスン電子、スマートフォンによる体脂肪測定の特許出願	6



特許制度

KOTRA-特許庁、 東京に知的財産センターを新規開設

大韓貿易投資振興公社（KOTRA）は7月15日に日本の東京貿易館において、特許庁と共同で韓国企業の知財権保護を支援する海外知的財産センター（IP-DESK）の開所式を行ったことを明らかにした。

最近5年間に日本で発生した韓国企業に対する特許訴訟は52件と、米国、ドイツに続いて知財権の紛争が多く、韓国企業がIP-DESKの設立を求めている地域である。また、東京は日本経済の中心地で、日本に進出した韓国企業の65%が東京にあり、韓国企業の接近性が容易な地域である。

東京IP-DESKは、韓国企業の商標やデザイン出願

等の権利確保支援、知財権の情報提供、専門家との相談等、多様な支援サービスを提供し、現地での韓国企業の知財権紛争の予防と対応のための活動に力を入れる方針である。

クォン・オジョン特許庁産業財産保護協力局長は、「東京IP-DESKの開設を通じ、日本に進出した韓国企業の知財権保護をさらに強化できるきっかけを作った」と述べた。

チョン・ヒョクKOTRA日本地域本部長は、「日本での知財権紛争により困難な状況にあたり各種コンサルティングが必要な韓国企業がIP-DESKを訪問し、知財権の競争力強化に活用することを期待する」と述べた。



特許判例

大法院2015. 5. 21. 宣告2014 HU 768全員合議体判決

【判示事項】

医薬という物の発明で対象疾病または薬効と共に投与用法と投与容量を付加する場合、投与用法と投与容量が発明の構成要素であるか否か（積極）、及び投与用法と投与容量という新たな医薬用途が付加され、新規性や進歩性等の特許要件を備えた医薬について、新たに特許権が付与され得るか否か（積極）/権利範囲確認審判で審判請求人が審判の対象にした確認対象発明が公知技術から容易に実施できるかを判断する時にもこの法理が同様に適用されるか否か（積極）

【判決要旨】

医薬が副作用を最小化すると共に効能を完全に発揮するためには、薬効を発揮することができる疾病を対象として使用しなければならないだけでなく、投与周期・投与部位や投与経路等のような投与用法と患者に投与される容量とを適切に設定する必要があるが、このような投与用法と投与容量は、医薬用途となる対象疾病または薬効と共に、医薬が効能を完全に発揮するようにする要素として意味を有する。このような投与用法と投与容量は、医薬物質が有する特定の薬理効果という未知の属性の発見に基づいて新たな使い道を提供するという点で、対象疾病または薬効に関する医薬用途と本質が同じである。

また、同一の医薬であっても、投与用法と投与容量の変更に応じて薬効の向上や副作用の減少または服薬便宜性の増進等のように疾病の治療や予防等に予想できない効果を発揮し得るが、このような特定の投与用法と投与容量とを開発するにも医薬の対象疾病または薬効そのものの開発に劣らざるかなりの費用等がかかる。従って、このような投資の結果として完成し公共の利益に寄与し得る技術について新規性や進歩性等の審査を経て特許の付与可否を決定するに先だって、特許としての保護を否定することは、発明を保護・奨励し、その利用を図ることによって、技術の発展を促進して産業発展に寄与するという特許法の目的に合わない。

それならば、医薬という物の発明で対象疾病または薬効と共に投与用法と投与容量とを付加する場合に、このような投与用法と投与容量は、医療行為そのものではなく医薬という物が効能を完全に発揮するようにする属性を表現することによって、医薬という物に新たな意味を付与する構成要素となり得、このような投

与用法と投与容量という新たな医薬用途が付加され、新規性や進歩性等の特許要件を備えた医薬については新たに特許権が付与され得る。

このような法理は、権利範囲確認審判で審判請求人が審判の対象とした確認対象発明が公知技術から容易に実施できるかを判断する時にも同様に適用される。

【参照条文】

旧特許法（1986.12.31.法律第3891号で改定される前のもの）第4条第3号（現行削除）、第5号（現行削除）、特許法第2条第3号、第96条第2項、医療法第12条第1項

大法院2015. 6. 11. 宣告2011 DO 10872判決

【判示事項】

著作権法の保護対象となる著作物の要件及び著作物の内容に不道德なまたは違法な部分が含まれていたとしても、著作権法上の著作物として保護されるか否か（積極）

【判決要旨】

著作権法は、第2条第1号で著作物を「人の思想または感情を表現した創作物」と定義する一方、第7条で、保護を受けることができない著作物として、憲法・法律・条約・命令・条例及び規則（第1号）、国家または地方自治体の告示・公告・訓令・その他これと類似するもの（第2号）、法院の判決・決定・命令及び審判や行政審判手続き・その他これと類似する手続きによる議決・決定等（第3号）、国家または地方自治体が作成したものであって、第1号乃至第3号に規定されたものの編集物または翻訳物（第4号）、事実の伝達に過ぎない時事報道（第5号）を列挙しているだけである。従って、著作権法の保護対象となる著作物とは、上記で挙げられた保護を受けることができない著作物に属しないと共に、人の精神的努力によって得られた思想または感情を言葉、文字、音、色等によって具体的に外部に表現したものであって、「創作的な表現形式」を盛り込んでいれば十分であり、表現されている内容、即ち思想または感情自体の倫理性の如何は問題とならないので、仮に内容に不道德なまたは違法な部分が含まれていたとしても、著作権法上の著作物として保護される。

【参照条文】

著作権法第2条第1号、第7条、旧著作権法（2011. 12. 2. 法律第11110号で改定される前のもの）第136条第1項（現行第136条第1項第1号参照）、第140条第1号

紛争

ABBVIE、食品医薬品安全処とのエイズ治療剤特許訴訟で勝訴

ABBVIEが食品医薬品安全処を相手に提起した特許目録掲載拒否処分取消の訴訟で勝訴した。

これによって、ABBVIEは、HIV（エイズ）治療剤カレトラ（ロピナビル＋リトナビル）の逆転写酵素阻害剤との併用投与法に関して特許が認められることになった。

ソウル行政法院第14部は最近、食品医薬品安全処がABBVIEのエイズ薬の特許掲載を拒否した処分を取り消すよう判決した。

ABBVIEがカレトラと逆転写酵素阻害剤（追加治療剤）とを併用投与することに関する特許掲載を申請したものの、食品医薬品安全処がこれを拒否したことが事の発端である。

医薬品の効能・効果及び用法・容量に関する技術のみを特許として掲載できるが、ABBVIEは治療剤の服用法（併用投与）に関する特許を申請したため、認められないというのが食品医薬品安全処の言い分である。

ABBVIEは、エイズ疾患及び治療剤の特性上、カレトラと逆転写酵素阻害剤との併用投与を特許として認めることは当然なので、食品医薬品安全処の特許掲載拒否は不当であるに対応した。

法院は、事件のエイズ薬（ABBVIEのカレトラ）と逆転写酵素阻害剤とが一つに合わさった複合剤でなくても、併用投与法もまた特許として認めなければならないと判決し、ABBVIEの勝訴を決定した。

即ち、カレトラと逆転写酵素阻害剤の併用投与は、医

薬品の効能・効果及び用法・容量と直接関連する技術であるので、食品医薬品安全処はABBVIEの特許申請を拒否できないというのが司法部の判決のポイントである。

ABBVIEと食品医薬品安全処との特許訴訟は、その他の疾患と異なり、3-4種類の治療薬を一度に服用しなければならない「カクテル療法」が一般的に用いられるエイズ疾患の特殊性により始まった。

ABBVIEは、自社のエイズ薬の特許を保護するためにさらなる治療剤の併用投与を掲載申請したが、食品医薬品安全処は「複合剤の特許申請ではない併用投与に関する特許は認めることができない」として拒否した。

食品医薬品安全処の処分を不服としたABBVIEは、「エイズ薬と逆転写酵素阻害剤を併用投与することは、医学的用途に関する特許であるため、認められなければならない」として訴訟を提起した。

これに対して裁判部は、ABBVIEの主張を受け入れて、食品医薬品安全処の特許目録掲載拒否処分の取消を主文とした。

裁判部は、カレトラ錠の効能・効果及び用法・用量に逆転写酵素阻害剤の併用投与が記載されており、特許明細書上、ロピナビルに逆転写酵素阻害剤の併用投与が可能で、治療効果が向上するという点を認めた。

また、韓国の特許法上、医薬品の使用方法是産業上の利用可能性がないため、医薬の用途発明と医薬の併用投与方法を「物（薬学製剤）」の形で記載するしかないということを認め、ABBVIEに対し勝訴判決を下した。

裁判部は、「許可-特許連携制度の内容と趣旨に鑑みると、医薬品の許可事項と特許との直接関連性を判断するとき、特許請求項の記載形式に執着したり、これを過度に狭めて解釈し、該当医薬品の許可事項との直接関連性を否認すれば、該当医薬品に関する特許を全て保護できなくなるかもしれない」と判示した。

出願動向

韓国、知能型IoT特許出願1位…
質的水準は米国の半分

体感型コンテンツ、ウェアラブルスマート機器等、今後の成長が予想される分野で韓国の技術競争力はどのくらいなのか。

韓国政府は未来成長動力特別委員会を開催し、▲未来成長動力の特許分析結果、▲未来成長動力のフラッグシッププロジェクトにおける新規課題の選定結果、▲未来成長動力の2015年度下半期推進計画等の3件を審議・確定した。

未来成長動力の特許分析は、未来成長動力13大分野（5G移動通信、スマートカー、深海底海洋プラント、知能型ロボット、ウェアラブルスマート機器、体感型コンテンツ、オーダーメイド型ウェルネスケア、災害安全管理のスマートシステム、新再生エネルギーハイブリッドシステム、知能型半導体、融複合素材、知能型モノのインターネット、ビッグデータ）で行われた。

韓国政府は、未来成長動力の分野別の競争力を分析し、その結果を政策に反映するために、最近12年間で韓国・米国・日本・欧州4カ国に出願された約10万件の特許を選別・分析した。

韓国は、特許出願の規模の面で米国（29.8%）、日本（28.8%）に続いて世界3位（22.4%）と、量的規模の面では先進国に引けを取らない。特に、「知能型のモノのインターネット（IoT）」分野は、韓国が出願占有率1位を記録した。しかし、特許の質的水準を示す特許の引用回数は平均5.2回で、米国（11.3回）の半分の水準（46%）に過ぎない。また、主要国（米国・日本・欧州・中国）で特許を確保した割合も10.6%と、米国（35.9%）、日本（31.4%）に大きく劣る。

総合すると、「ウェアラブルスマート機器」、「体感型コンテンツ」の2分野で韓国の技術競争力が優れていると評価されたが、「オーダーメイド型ウェルネスケア」、「融複合素材」の2分野は、韓国の絶対出願が少なかった。主要国の特許確保も不十分で、競争力が低いことが分かった。

技術分野別の競争力を分析した結果、「知能型のモノのインターネット（73.8%）」、「5世代（G）移動通信（67.0%）」の技術開発が最近急速に行われているのに対し、「知能型半導体（34.5%）」、「融複合素材（34.5%）」は成長が低迷していることが分かった。「融複合素材（7.55カ国）」、「5G移動通信（4.61カ国）」の分野については海外出願が最も多いのに対し、「知能型ロボット」、「ビッグデータ」等は平均3カ国以下と少ない。

また、特許出願の主体は、5G移動通信及びモノのインターネットの場合、サムスン電子、LG電子、電子通信政策研究院（ETRI）の比重が高い。但し、海外企業のうち、クアルコムは、米国内の出願だけでなく、韓国内の特許出願（5G分野の出願のうち25%）も多く、韓国市場での熾烈な競争が予想される。中国も、Huawei、ZTEの出願活動が活発であり、初めて出願順位のトップ10に入った。

ウェアラブルスマート機器は、サムスン電子、サムスンSDI、LG化学、サムスン電機の順となり、韓国企業が積極的なことが分かる。また、米国のスタートアップ（ALIPHCOM、OSTERHOUT、BODY MEDIA）のスマートバンド・ガラスに関する特許出願が急増していることも確認された。

韓国政府は、今回の分析結果を基に「未来成長動力の総合実践計画」の補完、関連分野の研究開発事業・細部課題の調整、R&Dの企画及び予算配分等の政策の樹立に積極的に活用する予定である。

病院に行かなくても疾病を診断する 技術の出願活発

病院に行かずに専門の医療従事者の助けなしに疾病や病原菌を素早く検査できる「現場診断（POC、Point Of Care）」技術に関する特許出願が活発である。

特許庁が発表した「POC技術の特許出願動向」によると、POC技術に関する特許出願は2001年まで年平均19件に過ぎなかったが、2002年から急増し、最近10年間で年平均288件が出願された。

特に、最近5年（2009～2013年）間の年平均出願は420件を上回る。

これは、SARS、新型インフルエンザ等、人類の生命を脅かす新たな伝染病が出現し、予防・健康管理を中心に医療のパラダイムが変化するにつれ、POC技術の需要が高まっているためであると解釈される。

主要な技術分野別では、微細流体工学と血液を用いた技術関連の出願が全体の91.4%にも上る。

出願人別では、内国人の出願が増加し続けているものの、全体の半分程度（2013年基準53.1%）に留まっている。このうち、企業の出願は徐々に減っている反面、

産学研・個人の出願が増加する傾向にある。

国内の多出願人は、サムスン電子（211件）、韓国科学技術院（103件）、韓国電子通信研究院（83件）の順となる。

特許庁計測分析審査チームのイ・ジンウク課長は、「POC技術は、現在しっかりした市場支配がない状況で応用分野が拡大している」とし、「世界市場を獲得するために韓国企業の果敢な研究と投資、特許確保及び商用化を通じた競争力強化が必要である」と述べた。

電子・半導体

サムスンディスプレイ、 55インチの透明・ミラー型OLEDを披露

サムスンディスプレイが世界で初めて世界最大の55インチの透明及びミラー型有機発光ダイオード（OLED）ディスプレイパネルを披露した。消費者用のOLEDテレビよりは透明及びミラー技術を先に開発し、商業市場をまず攻略する方がよいという現実的な判断と思われる。

サムスンディスプレイは香港コンベンションセンターで開かれた「Retail Asia Expo 2015」で二つの製品を披露したことを明らかにした。Retail Asia Expoは、世界の小売流通製品が一ヶ所に集まるアジア最大規模の展示会である。

ディスプレイ業界において55インチの大型画面で透明及びミラー型OLEDを披露したのは今回が初めてである。サムスンディスプレイのミラー型OLEDは、鏡と似た75%の反射率を備えている。反射率が50%以下の既存のミラー型液晶表示装置（LCD）とは異なり、ぼやけの違和感をなくしたというのがサムスンディスプレイの説明である。この製品のコントラスト比は最小100000：1、応答速度は1ms（1000分の1秒）以下で、LCD（4000：1、8ms）に比べて性能が桁外れに高い。透明OLEDは世界最高水準である45%の透過率、フルHD解像度、NTSC基準100%の色再現力が主な仕様である。現在商用化している透明LCDは、透過率が10%、色再現力は70%の水準に留まる。サムスンディスプレイの透明OLEDは、45%の透過率を達成したことによって、一般の

ガラスにより近い画面を具現する。

サムスンディスプレイは、これらの透明、ミラー型OLEDを普及するためにインテルと協力し、「Real Sense」技術を結びつけた。サムスンの透明及びミラー型OLEDと顔面及び動作認識、背景認識が可能なインテルのReal Sense技術とが連動すれば、多様な商業用補助機器が登場するであろうと予測される。今回の展示会でサムスンディスプレイとインテルは、透明型OLEDからなる「Auto Mobile Real Sense Solutions」を披露した。消費者が実物の自動車を直接見ながら、製品の詳細情報や機能はもちろん、オプションを付けた姿まで透明型OLEDで見ることができるようにした。ミラーOLEDで製作された「マジックミラー」は、ジュエリー売り場で活用できる。この製品の前に立って自分の顔を映すと、ネックレスやイヤリングを付けた姿を仮想的に示す。

サムスンディスプレイ新事業チームのヤン・オスンチーム長（常務）は、「サムスンの蓄積されたOLED技術で具現した透明及びミラー型OLEDディスプレイは、我々の生活に画期的な変化と便利さをもたらすであろう」とし、「インテルとの協力を通じ、将来のディスプレイ市場が拡大することを期待する」と述べた。インテルのモノのインターネット担当であるホセ・アバロス専務は、「サムスンディスプレイの革新的なOLED技術は、デジタルディスプレイ市場の成長を牽引するであろう」とし、「インテルのReal Sense技術と共に顧客及び市場が望む革新的かつ完璧なソリューションを提供するはずである」と述べた。

IBM-サムスン-GF、「次々世代」の 7ナノ工程のテストチップ生産

回路の線幅が7ナノメートルに過ぎないシステム半導体のテストチップが生産された。現在商用化されている最新のシステム半導体工程は14ナノで、7ナノは次世代の10ナノを越える「次々世代」工程と呼ばれる。

米国のIBM研究所は、サムスン電子、グローバルファウンドリーズ（GF）と協力し、ニューヨーク州立大学（SUNY）ナノスケール科学工学カレッジ（Colleges of Nanoscale Science and Engineering）で7ナノのテストチップを生産したことを明らかにした。7ナノ工程を

適用すると、爪の大きさ程のチップ（Die）に200億個以上のトランジスタを集積できるとIBMは説明した。また、一般のシリコン（Si）よりも電子移動度が高いシリコンゲルマニウム（SiGe）素材の基盤のチャネルトランジスタを適用し、光の波長が13.5ナノと短い極紫外線（EUV）露光を多段階で行い、このチップを生産することができたことを明らかにした。

スマートフォンや宇宙船用のチップまで、多様なチップの生産に7ナノ工程が活用できるという説明である。

なお、同社は最近自社の半導体事業をGFに売却した後、研究開発に専念する計画を明らかにした。また、今後5年間で半導体分野のR&Dに30億ドルを投入する計画であることを発表した。今回のテストチップの生産は、その一環である。サムスン電子とGF、IBMは、半導体生産に関する共通技術を共に開発するコモンプラットフォーム（Common Platform）連合を結成している。即ち、今回のIBMの技術開発の成果は、サムスン電子とGFがそのまま吸収することになるということの意味する。

業界の関係者は、「専門家らは10ナノは2016～2017年、7ナノは2018～2019年に量産されるものと見ています」と説明した。

化学・金属・生命工学

サムスン電子、スマートフォンによる 体脂肪測定の特許出願

スマートフォンやウェアラブル機器を個人用健康管理機器に活用するモバイルヘルスケアの融合が急速に進んでいる中で、サムスン電子がスマートフォンを用いて体脂肪を測定する方法に関する特許を出願したことが確認された。

サムスン電子のモバイル製品専門媒体であるSammobileによると、サムスン電子は世界知的所有権機関（WIPO）に「モバイルデバイスの体脂肪測定方法及び装置」という名称のPCT特許を出願した。昨年3月に出願されたこの特許は、7月9日にWIPOに公開された。

特許は、スマートフォンのケースやカバーに取り付

けられた4つの金属センサを介して体脂肪を測定する方法である。両手でセンサを握ると、機器から微細な電流を人体に流し、ここで発生する電流と電圧値で得られるインピーダンス（電気回路に交流が流れるのを防ぐ抵抗）情報で体脂肪の測定が行われる。

サムスン電子は特許説明で「体脂肪を測定する方法には、水中体密度測定法、X線を用いたDEXA法、超音波を用いた皮下脂肪測定法、皮膚をつまんで厚みを測定する皮下脂肪測定法、赤外線反射を用いた測定法のような多様な方法があるが、測定のために長時間を要したりや十分な訓練が必要であり、測定装置もまた高価かつ大型で、扱いが難しいという不便さがあった」とし、「最近はこのような不便さを解消するために体脂肪測定装置が小型化し、取り扱いを簡単にする開発が行われている」と述べた。

サムスン電子は、モバイルヘルスケア分野を新成長動力としている。特許出願によって、今後発売されるサムスン電子のスマートフォンに体脂肪分析機能が搭載される可能性が高くなった。同社は今年発売した戦略スマートフォンのギャラクシーS6に搭載された「Sヘルス」のアプリケーションを通じて、心拍と酸素飽和度（SpO2）の測定機能を搭載した。

HANMI薬品、バイアグラのデザイン-立 体商標権を無力化

HANMI薬品がファイザーの勃起不全治療剤バイアグラのデザイン権と立体商標権を相次いで無力化した。

2015年7月21日、製薬業界によると、最近特許審判院はHANMI薬品が請求したバイアグラの立体商標権登録取消審判で登録取消が相当だと審決した。これは、2013年9月に行われた立体商標権の無効審判に続いて二回目の勝訴である。

特許審判院が今回もHANMI薬品に軍配を挙げたことによって、大法院の判決が残っている特許侵害訴訟でHANMI薬品が有利な位置に立っていると評価されている。HANMI薬品は、2012年12月に行われたバイアグラのデザイン侵害無効審判でも勝訴確定の判決（ファイザーの控訴放棄）を受けた。

また、ファイザーが提起した侵害訴訟で、1審はHANMI薬品、2審はファイザーが各々勝訴した状況である。

今年予定されている大法院の判決でHANMIが最終勝

訴した場合、HANMI薬品は同社の治療剤「パルパル」だけの独自のブランドを構築するのに弾みがつくことになる。

今回の特許審判院の取消審決は、「青色のダイヤモンド状の錠剤」が経口用錠剤の一般的色彩と形状であると判断すると共に、バイアグラの錠剤に刻まれている「pfizer」、「VGR」の文字が製品の識別に決定的な影響を及ぼすという点を強調した。

勃起不全治療剤の場合、専門医薬品であって、医師の処方が必要であれば取引できない点、処方箋に名称として商品を特定しているというHANMI薬品側の主張も審決の根拠になった。

HANMI薬品の関係者は、「ファイザーが提起した特許侵害訴訟は大法院の判決がまだ残っている状況なので、特許審判院の審決に対する立場を具体的に明らかにすることは難しい」としながらも、「今回の審決がパルパルの独自ブランドの構築に役立つことを期待する」と述べた。

一方、立体商標権は3次元の立体的形状そのもの又は立体的形状に記号及び文字等の他の構成要素が結合された商標を意味する。

韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)

Tel : +82-2-548-1609

Fax : +82-2-548-9555, 511-3405

E-mail : haandha@haandha.co.kr

Website : <http://haandha.co.kr>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)

Tel : +82-2-3443-8434

Fax : +82-2-3443-8436

E-mail : st@stpat.co.kr